

2026 年 6 月 12 日

加盟店各位

株式会社いーふらん
加盟店サポート営業部

【重要】景品表示法の遵守と「期間限定キャンペーン」について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日 6 月 11 日、大手メディアショップを運営する企業が、スマートフォン等の買取販促において「期間限定」と謳ったキャンペーンを長期間にわたり繰り返し実施していたとして、消費者庁より景品表示法違反（有利誤認表示）に基づく措置命令を受けました。

他社事例ではありますが、当グループおよび各加盟店様におかれましても、同様の不適切な表示を行わないよう、改めて景品表示法の遵守を徹底してください。

< 今回の違反事例の概要 >

問題となった企業は、2025 年 5 月から 11 月までの約半年間、数週間～1 カ月程度の「期間限定」とする買取金額アップキャンペーンを、ほぼ同じ内容で 5 回以上、連続して実施していました。

消費者庁は、これが「その期間だけ特に有利な条件で利用できる」と消費者に誤認させる不当表示（有利誤認）にあたると判断しました。

【不当と判断された表示のポイント】

「〇月〇日まで！」と期限を切りながら、終了後すぐに同内容のキャンペーンを再開した。事実上、通年で実施しているのとは変わらない状態であるにもかかわらず、「今だけお得」と思わせる表現を使った。

< 加盟店の皆様へのお願い・禁止事項 >

店舗でキャンペーン活動を行う際は、以下のルールを必ず遵守してください。

・「今だけ」「期間限定」の濫用禁止

キャンペーン終了後、すぐに（または短いインターバルで）同内容・同条件のキャンペーンを繰り返すことはお控えください。※同じキャンペーンの期間は 1 ヶ月以内とする。

・条件の明確な記載

特典の対象商品や条件（「〇〇の売却時に限る」「他クーポンとの併用不可」など）は、消費者が一目でわかるように正しく記載してください。

<今後の対応について>

ブランドの信頼を守り、法令を遵守するため、以下の徹底をお願いいたします。

現在実施中・計画中の販促チェック

現在店舗で掲示している POP や SNS の投稿に、「実質的にずっと継続している期間限定表現」がないか至急ご確認ください。

景品表示法違反は、行政処分（措置命令や課徴金）の対象となるだけでなく、店舗およびブランド全体の社会的信用を失う大きなリスクがあります。

表現に迷う場合や、キャンペーンの継続・再実施について判断がつかない場合は、独断で実施せず、必ず事前に本部までご相談ください。

コンプライアンスを遵守した、健全な店舗運営へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上